

令和7年度八戸市水産加工品

ブランド化推進事業補助金 募集要項



令和7年6月
八戸市水産事務所

【募集期間】 (注意)事業区分により期間が異なります。

① 水産加工試作品製造支援事業

令和7年 6月2日(月)
～6月30日(月)まで

② 水産加工品販路拡大支援事業

令和7年 6月2日(月)
～8月29日(金)まで

【問い合わせ・提出先】

〒031-0822 八戸市大字白銀町字三島下101

八戸市農林水産部水産事務所

「水産加工品ブランド化推進事業補助金」係

TEL : 0178-33-2115 FAX : 0178-33-2117

E-mail : suisan@city.hachinohe.aomori.jp

令和7年度八戸市水産加工品ブランド化推進事業補助金 募集要項

1 趣旨

新たな水産加工品の開発に向けた試作品製造及び八戸市水産物ブランド認証制度に基づき認証された水産加工品の販路拡大に要する経費を補助することにより、当市水産加工品のブランド化の推進による水産物の消費拡大、魚価の向上及び水産加工技術の振興を図るものです。

2 定義

(1) 水産加工試作品

水産物を主原料とする加工品、かつ、補助対象者がこれまでに開発・販売等を行った既存商品ではない加工品であって、次に掲げるものを除く。

- ア 商品サイズのみを変更したもの
- イ 商品の成分等のみを変更したもの（減塩商品等）
- ウ 商品パッケージのみを変更したもの

(2) 展示会・商談会等

10社以上の出展規模が見込まれる展示会、商談会又は見本市であって、次に掲げるものを除く。

- ア 八戸市内で開催されるもの
- イ 一般消費者への販売を主な開催目的としているもの
- ウ 補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）が主催又は運営に携わるもの

3 対象者

市内に事業所を有する事業者であり、次に掲げる全ての要件を満たす方が対象となります。

- (1) 八戸市の事務又は事業における暴力団排除措置の実施に関する要綱（平成24年9月25日実施）第2条第3号に規定する排除措置対象者でないこと。
- (2) 個人市民税、法人市民税、固定資産税、軽自動車税及び国民健康保険税の滞納がないこと。

4 対象事業

水産加工試作品製造支援事業	水産加工品販路拡大支援事業
<p>新たな水産加工品を開発する事業で、次の全ての条件を満たす事業が対象となります。</p> <p>(1) 水産物の使用割合が商品全体の概ね30%以上であること（原材料は、八戸港で水揚げされた水産物を可能な限り使用すること）</p> <p>(2) 既存商品でないこと（自社商品の中の新しい製品であること）</p>	<p>八戸市水産物ブランド認証制度に基づき認証された水産加工品の販路拡大のための事業が対象となります。</p> <div style="border: 1px dashed black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p>**要注意**</p> <p>同一の事業で、国、他の地方公共団体、公益法人などから他の補助金の交付を受けている場合は、補助対象とならない場合があります。詳しくはお問い合わせください。</p> </div>

5 対象となる経費と補助金額

水産加工試作品製造支援事業	水産加工品販路拡大支援事業
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 補助金額は、補助対象経費の2分の1に相当する額で、1件につき75万円以内です。 ▶ 試作品の開発に係る次の経費が補助対象となります。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 試作品製造費 （試作品原材料、外部委託工賃等） (2) アドバイザー費 （謝礼、旅費、委託費等） (3) パッケージデザイン費 (4) プロジェクト人件費 (5) 市場調査費 （旅費、他社製品購入費等） (6) 試作品に関する販売促進費 （ECサイトや首都圏等へ向けた販促展開を行う費用等） 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 補助金額は、補助対象経費の2分の1に相当する額で、1件につき50万円以内です。 ▶ 八戸市水産物ブランド認証制度に基づき認証された水産加工品の販路拡大に係る次の経費が補助対象となります。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 展示会・商談会等出展費 （出展小間料、備品借上料、運搬費、光熱水費、旅費、臨時雇用人件費等） (2) アドバイザー費 （謝礼、旅費、委託費等） (3) 広告宣伝費 （販促ツール作成費）

対象経費として認める期間は、交付決定日から令和8年3月31日までの事業期間内に支払われた経費となります。

6 募集期間

水産加工試作品製造支援事業	水産加工品販路拡大支援事業
6月2日（月）～6月30日（月）まで	6月2日（月）～8月29日（金）まで

7 事前相談

申請する際は、事前に八戸市水産事務所（電話：33-2115）まで御相談ください。

8 提出書類

水産加工試作品製造支援事業	水産加工品販路拡大支援事業
① 補助金交付申請書（第1号様式）	① 補助金交付申請書（第1号様式）
② 事業計画書（第2-1号様式）	② 事業計画書（第2-2号様式）
③ 収支予算書（第3号様式）	③ 収支予算書（第3号様式）
④ 水産加工試作品製造支援事業調査票（第4号様式）	④ 展示会・商談会等への出展を証する資料（パンフレット、出展申込書等）
⑤ その他参考となる資料、市長が必要と認める書類	⑤ その他参考となる資料、市長が必要と認める書類

※提出書類様式は、八戸市水産事務所で配付しております。
また、八戸市ホームページからもダウンロードできます。



←市HPの
QRコード

9 提出方法

- ✓ 提出する際は、八戸市水産事務所へ郵送又は直接提出してください。
- ✓ 直接持参される場合は、平日の8:15～17:00に提出してください。
- ✓ いずれの方法で提出する場合も募集期間の最終日必着とします。
(但し、直接持参の場合は最終日の17時必着とします。)

10 審査

水産加工試作品製造支援事業	水産加工品販路拡大支援事業									
市職員及び外部有識者が審査員となり、下表の項目について点数評価を行います。 (必要に応じて書類選考に変更する場合があります。)	水産事務所において下表の項目を総合的に勘案して評価を行います。									
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>審査項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 将来性のある加工品試作事業となっているか …斬新性、訴求性、簡便性、素材が活かされている加工品であるか</td> </tr> <tr> <td>② 販売促進計画 …販路拡大を展開する計画があるか</td> </tr> <tr> <td>③ 水揚場所 …八戸港で水揚げされた水産物であるか</td> </tr> <tr> <td>④ 加工場の衛生管理レベル …HACCPに基づく衛生管理であるか</td> </tr> </tbody> </table>	審査項目	① 将来性のある加工品試作事業となっているか …斬新性、訴求性、簡便性、素材が活かされている加工品であるか	② 販売促進計画 …販路拡大を展開する計画があるか	③ 水揚場所 …八戸港で水揚げされた水産物であるか	④ 加工場の衛生管理レベル …HACCPに基づく衛生管理であるか	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>審査項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○ 採択実績 …実績が少ない事業者を優先</td> </tr> <tr> <td>○ 従業員数 …従業員数が少ない事業者を優先</td> </tr> <tr> <td>○ 出展会・商談会等の規模 …出展者数が多い展示会・商談会等を優先</td> </tr> </tbody> </table>	審査項目	○ 採択実績 …実績が少ない事業者を優先	○ 従業員数 …従業員数が少ない事業者を優先	○ 出展会・商談会等の規模 …出展者数が多い展示会・商談会等を優先
審査項目										
① 将来性のある加工品試作事業となっているか …斬新性、訴求性、簡便性、素材が活かされている加工品であるか										
② 販売促進計画 …販路拡大を展開する計画があるか										
③ 水揚場所 …八戸港で水揚げされた水産物であるか										
④ 加工場の衛生管理レベル …HACCPに基づく衛生管理であるか										
審査項目										
○ 採択実績 …実績が少ない事業者を優先										
○ 従業員数 …従業員数が少ない事業者を優先										
○ 出展会・商談会等の規模 …出展者数が多い展示会・商談会等を優先										
	<p>**補足** 両補助事業とも選考結果は、後日文書により通知します。</p>									

11 審査日時

水産加工試作品製造支援事業	水産加工品販路拡大支援事業
ヒアリング審査を実施しますので、申請者は必ず出席してください。 ※日時及び会場は、申請者に別途お知らせします。(7月予定)	水産事務所による審査を実施します。 (9月予定)

12 補助金の交付

補助金の交付が決定された場合は、別途、請求書を提出していただきます。補助金は、補助事業者からの請求に基づき一括して概算払いにより交付します。

なお、事業終了後に全額交付する確定払いも可能ですので、詳しくはお問い合わせください。

13 事業実施にあたっての留意事項

- (1) 補助金は、申請した事業の目的以外に使用することはできません。
- (2) 交付決定後、事業内容の変更や事業中止(廃止)する場合は、あらかじめ手続きが必要ですので、速やかに水産事務所(電話:33-2115)まで、御連絡ください。
- (3) 事業実施にあたり、適正な予算執行(領収証などの支払いに関する書類の保管)に努めてください。実績報告の際に、提出いただく書類となります。
- (4) 事業の実施状況について、随時、聞き取りをさせていただくことがあります。
- (5) 虚偽の申請があった場合などには、補助金の交付を取り消す場合があります。

14 補助金の実績報告

対象となる事業が終了してから30日以内、もしくは令和8年3月31日のいずれか早い日までに、事業実績の報告をしていただきます。

水産加工試作品製造支援事業	水産加工品販路拡大支援事業
① 実績報告書(第9号様式) ② 事業実績書(第2-1号様式) ③ 収支精算書(第3号様式) ※補助事業に係る経費についての領収証を添付。 ④ 完成した商品 ※写真、パンフレット等もあれば提出ください。	① 実績報告書(第9号様式) ② 事業実績書(第2-2号様式) ③ 収支精算書(第3号様式) ※補助事業に係る経費についての領収証を添付。

提出された報告書類をもとに、事業が適正に行われたか、対象経費が適正に支出されているかなどを審査し、補助金の額を確定します。

適正に行われていないと判断された場合には、交付決定の取り消しや補助金の返還を求める場合があります。

15 その他

補助金申請に当たっては、「令和7年度八戸市水産加工品ブランド化推進事業補助金
交付要領」も合わせて御確認ください。